

兵庫県立弓道場 利用料金について

令和 7 年 3 月 10 日

兵庫県立弓道場では、令和 7 年 4 月 1 日より利用料金を改定します。

1 射場利用料金

(1) 専用利用

区分	射場		
	9 時～12 時	13 時～17 時	9 時～17 時
料金	3,300 円	4,400 円	7,700 円
備考	小学校の児童並びに中学生及び高等学校の生徒（これらに準ずる学校の児童及び生徒を含む）が利用する場合は、上に掲げるそれぞれの額の 1/2 の額とする。		

(2) 共同利用

区分	射場
料金	1 人 2 時間につき 200 円。ただし 2 時間をこえる場合は、1 時間につき 100 円を加算した額とする。
備考	小学校の児童並びに中学生及び高等学校の生徒（これらに準ずる学校の児童及び生徒を含む）、70 歳以上の方が利用する場合は、上に掲げるそれぞれの額の 1/2 の額とする。1/2 の額に 50 円未満の端数が生じたときは切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数が生じた場合はその端数を 50 円とする。

2 貸弓具利用料金

区分	貸弓具			
	矢	弓	カケ	胸当て
料金	300 円／1 本	300 円／1 張	300 円／1 個	300 円／1 個
備考	ただし、県立弓道場で開催する初心者弓道教室の修了者は、修了日より 1 年間に限り一式 300 円とする。			

3 付帯施設

(1) 会議室専用利用

区分	会議室使用料		
	9 時～12 時	13 時～17 時	9 時～17 時
料金	5,200 円	6,900 円	12,100 円

(2) 更衣室共同利用

区分	更衣室使用料
料金	1 人 1 回につき 100 円 ※1 回とは、開館時刻から閉館時刻までの間。
備考	小学校の児童並びに中学生及び高等学校の生徒（これらに準ずる学校の児童及び生徒を含む）、70 歳以上の方が利用する場合は、上に掲げるそれぞれの額の 1/2 の額とする。1/2 の額に 50 円未満の端数が生じたときは切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数が生じた場合はその端数を 50 円とする。射場を利用する者が併せて使用する場合は、無料とする。

4 附属設備の使用料

区分	持込電気用具用コンセント
料金	コンセント 1 口につき 250 円。

5 その他

現行料金と新料金の適用について、下記のとおり定める。

【2025 年 4 月 1 日以降の利用】

①2025 年 4 月 1 日以降に予約：新料金

②2025 年 3 月 31 日までに予約：支払済み及び未払ともに現行料金

※予約については、電話予約等も含む